

安全報告書

(2019年度)

第一航空株式会社

本安全報告書は、航空法第111条の6、並びにこれに基づく航空法施行規則
第221条の5及び第221条の6に基づいて作成しました。

目次

はじめに	P-3
輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項	P-4
安全方針		
コミットメント		
法令・規定の遵守		
1 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項	P-5
(1) 安全確保に関する組織及び人員に関する情報		
(2) 日常運航の支援体制		
(3) 使用している航空機に関する情報		
(4) 運航状況に関する情報		
2 法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項	P-8
(1) 総件数		
(2) 主要な事態の概要及び対応状況		
(3) トラブルの種類別、機種別、国内線、国際線別の発生状況等		
(4) その他安全上のトラブルの内容		
3 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項	P-10
(1) 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために 講じた措置又は講じようとする措置		
(2) 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分 又は行政指導		
(3) 輸送の安全に関する目標の達成度		
(4) 安全に関する取り組みの実施状況		
(5) 2020年度の安全目標		

～ はじめに ～

平素より第一航空株式会社に深いご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

2019年度は、弊社の安全方針であります「安全の維持及び向上を会社の最優先事項とする」をスローガンに、全社員が一致団結、航空事故の絶無に邁進して参りました結果、航空事故及び重大インシデント発生件数は0件で経過することができました。

今後も、「安全の維持及び向上」に向けて、教育・訓練を充実させ、その定着度を確認しつつ日々運航して参る所存であります。

皆様から、「第一航空は安全運航確立のため頑張っている。」とのご評価を賜れますよう、引き続き、弊社役職員一同一丸となって参りたいと考えております。

今後とも、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い致します。

第一航空株式会社
代表取締役社長
西洞院 満寿美
木 田 準 一

輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

(規則第221号の6第1号)

安全方針

「安全の維持及び向上を会社の最優先事項とする」

コミットメント

会社における最大の責務は、お客様の生命・財産及び運航の安全を守ることであり、航空安全は会社の経営の基盤という信念を持っている。

社員は、全ての安全に関する情報を、関係者全員で共有することが重要と考え、全ての社員が安全を阻害する危険要素や懸念を忌憚なく報告することを必須とする。

法令・規定の遵守

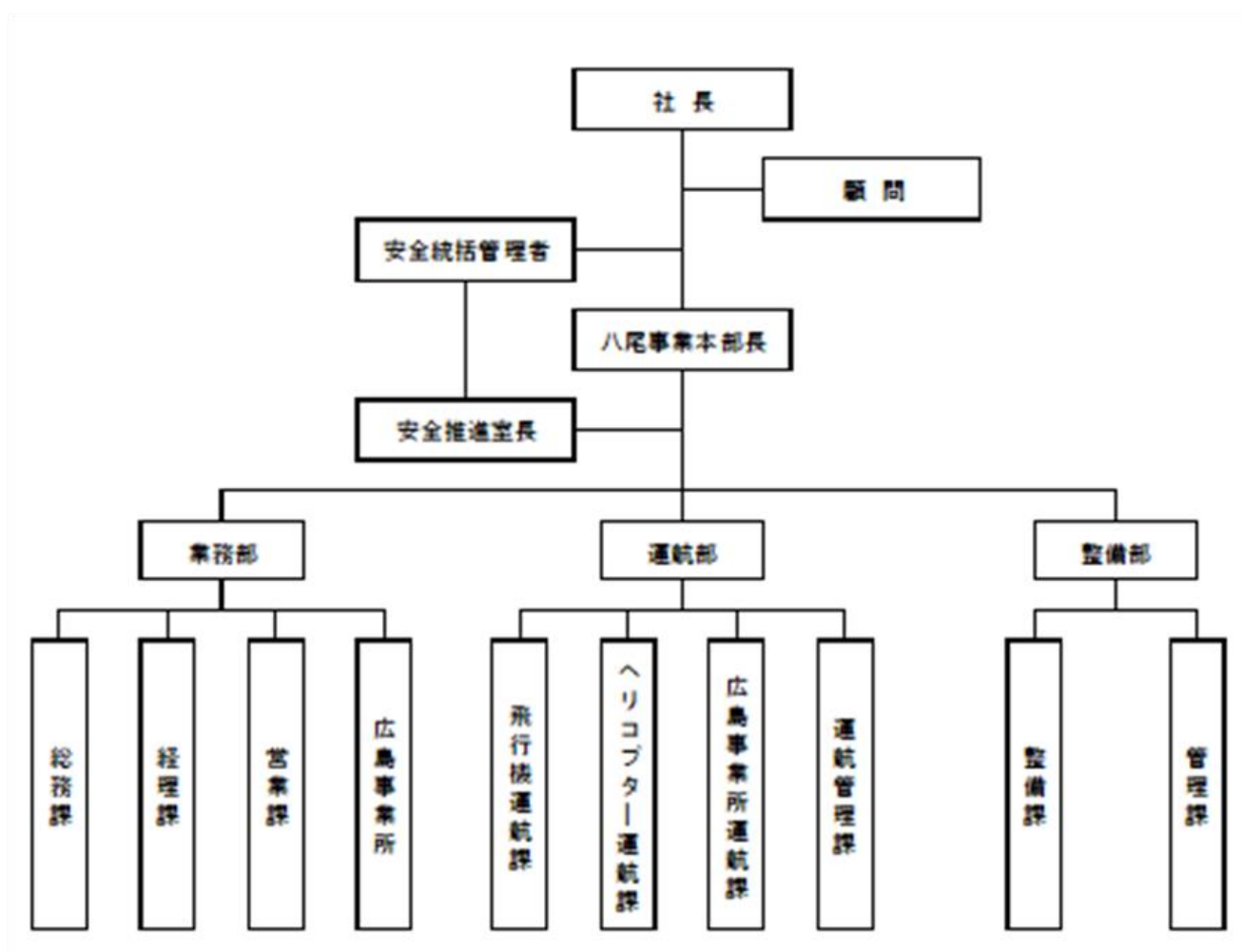
- ・ 役職員は、法令及び社内規定を遵守しなければならない
- ・ 全ての社内規定は、法令に適合しなければならない
- ・ 規定の基準や標準が業務実施に不適切であった場合や、規定が該当法令に適合していない場合、速やかに当該規定の所轄部門へ報告する
- ・ 会社は関係法令等への不適合を認めた場合には、速やかに是正する

輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

(規則第221条の6第2号)

(1) 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

1) 組織図 (令和2年3月31日現在)



2) 各組織の機能・役割の概要

社長

安全に関する総責任者としてコミットメントを公表しています。

安全方針を明示するとともに、安全統括管理者等からの安全施策・安全投資に係る報告について検討し、必要な場合、安全上の重要事項に関する経営上の意思決定に基づく指示を行います。

安全統括管理者

安全管理の枠組みの統括管理責任者であり、総合安全推進会議を開催して安全管理体制の継続的な改善を推進し安全の監視を行っています。重要事項について社長に報告を行い、安全施策・安全投資などの重要な経営上の意思決定に直接関与しています。また、重大な不具合が発生した場合、社内航空事故調査責任者を任命し、原因の究明や是正に対する必要な勧告・提言を行います。

安全推進室長

安全管理体制が有効、かつ妥当性があるかモニターし、必要な勧告を行っています。安全に関する事項について、社外（監督官庁を含む）との窓口業務を行うとともに、組織内への安全情報の提供や、安全教育などの啓蒙活動を行っています。また、安全統括管理者より社内航空事故調査責任者を任命された場合、直ちに社内航空事故調査を実施し、その内容を報告します。

部長・所長

各部長・所長を安全に関する取り組みの実行責任者として、部内・組織内で安全に関する業務の実施基準・手順が設定、実施及び維持されていること、法的要件や会社の規定・基準及び手順書が遵守されていることを確認します。不備が認められ安全統括管理者より社内調査責任者を任命された場合、直ちに社内調査を実施し、その内容を報告すると同時に是正措置を行っています

3) 各組織における人員数

令和2年3月31日現在

安全推進室	八尾事業本部		
	運航部	整備部	業務部
10名	11名	9名	6名

4) 航空機乗組員、客室乗務員及び整備従事者の数

令和2年3月31日現在

航空機乗組員	客室乗務員	整備従事者
11名	0名	9名

5) 運航管理者の数及び整備従事者のうち有資格整備士の数

令和2年3月31日現在

運航管理従事者	有資格整備士
11名	8名

(2) 日常運航の支援体制

1) 航空機乗組員、客室乗務員、整備従事者及び運航管理担当者に係る定期訓練及び審査の内容「運航規程審査要領：空航第58号」、「整備規程審査要領：空機第73号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領（安全関係）：空機第68及び空航第69号」により定められています。これらの規程については、国土交通省航空局ホームページをご覧ください。

2) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

- ・ 運航管理担当者は、飛行前及び飛行中の運航状況を常に把握し、気象状況、飛行空域に関する航空交通情報等を提供する等、必要な援助を行います。飛行後に機長から運航状況の情報提供を受け、その内容を分析し、報告書作成等の必要な措置を行います。また、アルコール関連事案を防止する為、運航前後のアルコール検査が適切に行われていることを確認しています。
- ・ 「機長報告書」、「航空機状況報告」、「ヒヤリ・ハット報告」等の報告を通じ、運航状況の把握に努め、これを分析して安全推進委員を含め関係者に通知します。

3) 安全推進活動等の取組み

- ・ 社長から安全に関する基本方針が示されます。
- ・ 当該基本方針に基づき、総合安全推進会議において、会社としての安全指標及び安全目標値を決定しています。
- ・ 会社の安全目標に基づき、安全推進委員の協議により年度毎の『安全推進活動計画』を立て、四半期毎の安全目標を設定し、年度当初の安全教育に於いて周知すると共に、当該目標を事務所に掲示して安全意識の高揚を図っています。
- ・ 安全統括管理者をはじめ安全教育を行う者は、知識、マネジメント能力向上のため、安全セミナー、安全講習会へ積極的に参加しています。
- ・ 各部所単位で実施される職場安全会議は、部所長が毎月開催して、部所単位での航空安全に関する問題点、四半期毎の安全目標に対する達成度を評価し、安全上重要な事項または、自部所で解決できない問題点については、総合安全推進会議に報告し、解決を図っています。

(3) 使用している航空機に関する情報

飛行機	機数合計	8機	平均機齢	27年	令和2年3月31日現在	
機種	機数	座席数	平均年間飛行時間	導入開始年	平均機齢	
セスナ式172型	2	4	225	1966	37	
セスナ式206型	2	6	166	1966	42	
セスナ式208型	2	10	177	2008	17	
バイキング式DHC6型	2	21	2	2015	5	

ヘリコプター 機数合計 5 機 平均機齢 9 年 令和2年3月31日現在

機 種	機数	座席数	平均年間 飛行時間	導入 開始年	平均機齢
ロビンソン式R22型	1	2	87	1988	20
ロビンソン式R44型	3	4	74	1999	7
ロビンソン式R66型	1	5	465	2013	5

(4) 運航状況に関する情報

当該事業年度における保有機種別の輸送実績については、路線を定めて運航していないため省略します。

法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項（規則第221条の6第3号）

法第111条の4に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」（事故、重大インシデント及びその他の安全上のトラブル）の発生状況

(1) 総件数

航空機使用事業 3 件

(2) 主要な事態（安全上の重大性や社会的反響が大きかった事態）の概要及び対応状況

該当する事態はありませんでした。

(3) トラブルの種類別、機種別、国内線、国際線別の発生状況等、参考となるデータ

1) 航空事故 0 件
 2) 重大インシデント 0 件
 3) その他安全上のトラブル 3 件

～～ 安全上のトラブルの内容 ～～

事例1： 飛行中における送信不能

機 種： セスナ式TU206F型機

状 況： 令和元年 8月18日

三重県において航空測量中に送信不能となりました。マイク、ヘッドセット等の点検及び無線機SWのリセット等を実施したが回復しなかった為、ミッションを中止して八尾空港に帰投しました。

事例2： 飛行中における送信不能

機種： セスナ式TU206F型機

状況： 令和元年 9月15日

航空測量の為串本に飛行中、送信不能になりました。NAV LIGHT CCBがPOPOUTしていた為、当該CCBを押し込んだが、リセットできませんでした。八尾空港帰投中に、無線機の電源を切った後、当該CCBを押し込んだところ、送信可能となりました。

原因： 電源供給バスバーの締結ボルト（スクリュー）の緩みによるNAV LIGHT CCBのPOPOUT（MIC及びヘッドセットの送信SWの回路がNAV LIGHTから取っている為、NAV LIGHT CCBのPOPOUTにより送信のみが出来なくなる。）

対策： 事例1において、NAV LIGHT CCBがPOPOUTした原因を、トラブルシューティングの結果、無線機の内部基盤の変形以外異常無かった為、無線機の交換を実施しました。その後事例2が発生し、更なるトラブルシューティングの結果、電源供給バスバーのスクリューの緩みを発見し、緩みによる発熱から当該CCBのPOPOUTに至ったと特定しました。

当該スクリューの交換、並びに当該事象についてメーカー及び社内に情報展開すると共に、交換等の際には電源供給バスバーのスクリューの締め付け点検を実施する事としました。

事例3： 飛行中における一時的な受信不能

機種： セスナ式TU206F型機

状況： 令和2年 2月 4日

航空測量を終了し八尾空港に帰投する際、一時的に受信不能になりました。

その後も、受信は不安定でしたが、事象が起こってから18分後に受信状態が回復し、八尾空港に異常無く着陸しました。

原因： 経年劣化によりスピーカークラウド線のターミナル部が腐食し、機体の振動等によりスピーカー出力が不安定になったと推測

対策： グラウド線のターミナル部をクリーニングしました。

また、無線機システムの故障が同機種で3度も発生していることから、飛行前及び定期点検時に無線機システムの点検を強化しました。

輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項
(規則第221条の6)

(1) 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置

該当はありませんでした。

(2) 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導

国から受けた行政指導、行政処分はありませんでした。

(3) 輸送の安全に関する目標の達成度

- 1) 航空事故発生件数 0件
- 2) 重大インシデント発生件数 0件
- 3) 安全情報収集件数 40件／35件／年 (内 業務改善提案件数：3件／3件)
目標達成率は114%でした。

(4) 安全に関する取り組みの実施状況

- 1) 毎日(日曜日は各部門にて実施)の朝礼にて、安全方針の唱和を行い安全意識の高揚に努めています。また、各部毎全社員に周知したい項目も含めて報告し、各部間の情報共有及び連携の強化に努めています。
- 2) 各部所においては四半期ごとに定めている安全目標、安全教育、安全点検を行い、又四半期末にその評価を行うことにより不安全要因を排除し、事故防止に努めています。
- 3) 安全教育訓練実施規則に規定されている通り、全役職員を対象に四半期毎、安全管理に関する教育及び確認テストを行い、安全意識の高揚に努めました。
- 4) 8月を「安全月間」と定め、過去に弊社の起こした航空事故に関する安全教育を実施し、無事故への決意を新たにしました。

- 5) 定期（年1回）の内部監査を行い、不具合事項の摘出及び改善を行い、事故防止を図りました。
- 6) 総合安全推進会議及び職場安全会議を通じて情報の交換を行い各種不安全要因の摘出と是正策等について確認しています。これらの会議は、2019年度においては12回（実施率100%）実施しております。
- 7) 日常のヒヤリ・ハット情報及び事故事例等を、各部門における職場安全会議並びに安全教育時に紹介し、そこから学べる教訓等を各部、各自で考えるよう時宜に応じた機会教育を行っています。

(5) 2020年度の安全目標

- 1) 航空事故発生件数 0件
- 2) 重大インシデント発生件数 0件
- 3) a 総合安全推進会議及び各部所の職場安全会議の実施回数 其々12回以上
b 各部所から総合安全推進会議に提出された問題点及び提案事項の件数 7件以上

以上